

【表②】

	特別徴収	普通徴収
対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> ■年金の受給額が年額 18 万円以上の人 ※老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、恩給などは特別徴収の対象になりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ■年金の受給額が年額 18 万円未満の人 ■老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、恩給などを受給している人 ■年度途中で鳥取市に転入してきた人 ■4月1日の時点で年金を受給していない人
支払方法	<p>4月から翌年2月までの2か月ごとに、支給される年金から差し引きさせていただきます。</p> <p>※年金の「現況届け」の提出を忘れると、年金の支給が停止されます。この場合、介護保険料の差し引くことができないため、普通徴収になります。</p>	<p>7月から翌年の2月までの8回払いです。7月中旬に納付書をお送りしますので、金融機関でお支払いください。</p> <p>※既に口座振替の手続きをされている人は、その口座から引き続き振替させていただきます。</p>

支払い方法

口座振替について

普通徴収の人は、口座振替による納付ができます。口座振替を希望される人は、金融機関窓口へお問い合わせください。申し込みには、介護保険被保険者証、通帳、届け出印が必要です。

なお、今年度より、口座振替の結果通知は、希望者のみに行ないますのでご了承ください。

振替結果の郵送を希望される人は、高齢社会課介護保険管理係（☎20-3174）までご連絡ください。

残高不足などにより口座振替ができなかった人には、納付書をお送りします。

通知先の変更について

介護保険料の決定通知書や納付書などの送付先を住所以外に変更できます。希望される人は、高齢社会課介護保険管理係（☎20-3174）までご連絡ください。



保険料を支払わなかったら

納期を過ぎた保険料には、督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がなく保険料を滞納すると、次のような措置を受けることになります。

▽サービスを利用した時点で、一割の自己負担額だけでなく、いったん全額を支払っていただきます。後日、申請により九割を払い戻します。

▽長期間にわたり滞納した場合には、その期間に応じて一定の期間、自己負担額が一割から三割に引き上げられます。また、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

保険料を支払えない場合

災害などの特別な事情により、保険料を支払うことができない場合は、申請により一定期間の支払猶予または減免を受けることができます。

また、収入の少ない人には下記の軽減制度もあります。

介護保険料の軽減制度

鳥取市では、収入の少ない人を対象に介護保険料の軽減を行っています。該当する場合は申請してください。

▷軽減の対象者

《ア》保険料段階が第1または第2段階で、下記の(1)から(6)の条件をすべて満たす人

- (1)生活保護を受けていない。
- (2)本人と家族に市民税が課されていない。
- (3)市民税が課されている人に扶養されていない。
- (4)市民税が課されている人と生計をともにしていない。
- (5)本人と家族の前年1年間の収入額および今年1年間の収入見込額が

- ①65万円以下である。(世帯員が3人以上の場合は、3人目から1人につき17万5千円を加算する。)
- ②65万円を超えて130万円以下である。(世帯員が3人以上の場合は、3人目から1人につき35万円を加算する。)

※第2段階のみ

- (6)資産などを活用しても、なお、生活が困難であると認められる。(預・貯金は、1人当り350万円以下)

《イ》保険料段階が第2段階で、「鳥取市外国人高齢者福祉手当」を受給している人

▷軽減の内容

区分	保険料段階	年間収入	軽減後の額	軽減前の額
左記の《ア》	第1段階	65万円以下	10,300円	20,700円
		65万円以下	10,300円	31,100円
	第2段階	65万円を超えて130万円以下	20,700円	31,100円
上記の《イ》	第2段階		20,700円	31,100円

▷申請できる人 原則として本人または家族

- ▷必要書類
- ①年金受取額(障害年金、遺族年金なども含む)が確認できるもの
 - ②預・貯金の通帳
 - ③健康保険証
 - ④そのほかの収入を証明する書類

▷申請期限 平成16年8月2日(月)まで

■申請・問い合わせ先 高齢社会課
(本庁舎2階・☎20-3174・FAX 21-8420)